

最高裁秘書第1508号

平成29年4月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

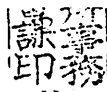
理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第1号

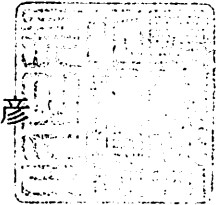
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）



平成29年4月3日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

#### 記

#### 1 諮問日等

##### (1) 諮問日

平成29年4月3日

##### (2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分のうち、宛名という特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除くことにより、郵便番号、住所（特に、都道府県及び市区町村）及び伝票番号を公にしても、個人の権利利益を害するおそれはないといえるから、不開示情報に該当しない。」と主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

70期司法修習生用教材等の仕分け等及び運送業務に関する業務完了報告書

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、開示対象文書として、業務完了報告書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定した上、平成29年1月27日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所は、本件対象文書のうち、法人の社印及び代表者印の印影については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第2号イ）に、郵便番号、宛名、住所及び伝票番号（宛名が各地方裁判所及び司法研修所である部分を除く。）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（法第5条第1号。以下「個人識別情報」という。）に、それぞれ相当するとして不開示とした。

このうち、法人の社印及び代表者印の印影、宛名部分に関しては、本件苦情の対象に含まれないことから、郵便番号、住所及び伝票番号の法第5条第1号相当性及び部分開示の可否についての考え方及びその理由を述べる。

イ 本件対象文書の別添書面には、司法修習生個人に関する情報が記載されており、司法修習生ごとに各行に記載された情報のうち、郵便番号、宛名、住所及び伝票番号に関する情報全体が、一体として個人識別情報に相当する。

ウ 苦情申出人は、特定の個人を識別することができることとなる宛名の記述を除くことにより、郵便番号、住所（特に、都道府県及び市区町村）及び伝票番号を公にしても、個人の権利利益を害するおそれはないから、これらの情報は不開示情報に該当しない旨主張する。しかし、郵便番号及び住所については、一体として個人識別部分に当たると考えられ、また、伝票番号については、それだけでは直ちに特定の個人を識別することができる情報とはいえないものの、運送担当業者に問い合わせるなどして得られる情報と合わせることにより、個人の識別が可能となる場合が考えられる。

したがって、上記イのとおり、司法修習生ごとに各行に記載された情報のうち、郵便番号、住所及び伝票番号は、宛名と一体として個人識別情報であり、その情報全体が個人識別部分に当たることから、裁判所の保有する司法

行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2による部分開示をすることはできない。

エ 以上によれば、本件対象文書のうち、郵便番号、住所及び伝票番号に関する情報を、法第5条第1号に定める不開示情報に相当するとして、不開示とした原判断は相当である。